社說

極印付圓銀に關する勅令に就て

幣制改革後臺灣にも內地と同樣金貨本位を實施す可きや否やは世上の一問題にして今日に至るまで種々の議論なきに非ず思ふに引換濟の圓銀を臺灣に廻送し引換期限後も法貨として通用せしむる一事は當局者が熱心に希望する所にして臺灣銀行が無記名式一覽拂手形の仕拂準備に金銀貨幷に地金銀を充つるも此邊の意に出でたるものに外ならず若しも斯る方法にして行はれんには圓銀の處分を全うするも甚だ容易なるが如くなれども金銀比價變動の頻繁なる今日到底その實行を望む可らず然らば臺灣に限り純然たる銀貨本位制を施行し內地の幣制と關係を絕たば如何と云ふに圓銀處分の一法としては或は妙なるが如くなれども斯くするときは內地と臺灣との爲換相場は金銀價と共に動搖して商賣取引に種々の不便を見るのみならず政府が臺灣の歲計を補足し內地の資本家が同嶋の事業に資本を放下し又嶋地の事業家が內地の資本家に債務を果すに當て意外の逆算を生じ經濟上の交通に圓滑を欠くの結果なきを得ず左れば幣制改革の當否は別問題として既に金貨本位を實施したる以上は內地の經濟との關係上臺灣にも斷然金貨本位を實行するの外相當の處置なかる可し又實際に於ても貨幣法の實施後自から金貨本位は內地と同樣、同嶋にも實施せられたる姿なるに然るに今回勅令を以て臺灣に限り當分の內政府が一定の極印を施せる圓銀を時價を以て政府の出納に用ふるを得る旨を公布したり此一事は固より臺灣に於ける金貨本位の實施を妨ぐる者に非ずと雖も同嶋の實際に徵するに貨幣の流通に困難を極むるに拘はらず殊更らに極印付圓銀の通用を許すの必要ありや否や從來臺灣に廣く流通する貨幣は銅錢の外墨銀香港銀、廣東銀臺灣銀並に我圓銀等にして土人は全く金貨の通用に慣れざるを以て今金貨を引上げて金貨を通用せしめんとすれば流通上非常の不便を來す可しとは當局者が極印付圓銀の通用を必要なりとする理由なれども如何に土人が銀貨の流通に慣れ又如何に無智なればとて己れが受取りたる金貨を以て兩替店なり銀行なり好む所に就て市價に應じて相當の銀貨又は銀地金と引換ふると自由なりとあれば實際に流通の困難を見ざるは現に今日我兌換券が非常の信用を博し邊鄙の地方を除くの外銀貨に對し千圓に付き三四圓の打歩を以て流通するの事實に徵するも蓋だ明かなり況んや兌換券の通用區域次第に廣まれば金貨[illegible]流通するとせば土人に對して殆ど無[illegible]に於ても政府が臺灣に金貨本位を實施しながら殊更らに極印付圓銀の通用を許すは同嶋に於ける貨幣の統一を[illegible]ものにして左なきだに紊亂の嫌ある制度に一層の紊亂を加へ日常の取引に非常の困難を招くに[illegible]し殊に圓銀は時價を以て極印付圓銀を出納するの[illegible]なれば[illegible]は常に動搖を免れざるものと[illegible]せざる[illegible]の價格が地金の價格[illegible]て價格に意外の動搖を[illegible]するに[illegible]の作用なるに然るに極印付圓銀は全く斯る作用を欠き其供給に制限あるが故に若しも當局者の所償の如く土人の慣用多ければ其價格は自から地金以上に騰貴する場合なきを得ず斯る場合には政府は引換濟圓銀を鑄潰し地金として市場に賣出さんよりは極印を施し時價にて臺灣に通用せしむる方利益あるを以て多額の圓銀を放出するなきもあらんには忽ち價格の下落を招くに至る可し果して然らば極印付圓銀の價格は自由鑄造なる自然の作用に支配せられずして常に政府の手加減如何に依て左右せられざるを得ず人民に非常の迷惑を被むらしむる其上に市價の變動激しくして政府が定めたる時價と相異を生ずれば圓銀を受授するに當て種々の投機行はれ政府も意外の損失を免かれざる可し政府が斯る勅令を發布したる眞意は要するに臺灣の土民が銀貨を珍重するに乘じて圓銀處分より生ずる損失を免かれんとするに非ざるか若しも然らんには實際臺灣をして殆んど實物經濟に近き境遇に陷らしめざるを得ず幣制改革に就て得失の議論喧しかりし當時、貨幣の價格は一定不動なるを要すとて極力銀貨本位を非難したる其政府が動搖限り無き幣制を臺灣に布かんとす前後撞着も玆に至て極まれりと云ふ可し

要するに圓銀の處分は幣制改革に伴ふ難問題なり悉皆之れを補助貨に改鑄するは事情の許さゞる所にして鑄潰の上地金として賣出せばいよ〳〵銀價の下落を促がして國庫に損失を被らしめざるを得ず左ればとて國庫に貯藏し置くは愚の甚だしきものなれば當局者が頻りに苦心するも無理ならぬ次第なれども本來幣制改革の如き大決斷を行ふに當て前途に多少の困難あるは當局者の豫期す可き所に非ずや銀價の變動に遇へば當初の言責を無にして銀貨の引換期限を短縮せんとし又は區々たる小策を施して圓銀處分の損失を補はんとするが如き其無定見を暴露するに過ぎず獨逸政府が戰捷の餘威に乘じて幣制を改革し銀貨の鑄潰に着手したれ共銀塊賣出しの爲めに銀價の暴落を招き數年ならずして鑄潰を中止し今日に至るまでターレル銀貨は金貨と共に無制限法貨として市場に流通するは世人の知る所なり我政府も果して圓銀の處分を完了するを得るや否や我輩の疑を存する所のものなり

○日本の運輸

交通事業 (十七)

文明國旅人の身體

文明國の人民は總て皆其生命を安心の位置に置かん事を勉むるが故に何日何時如何なる場所にて頓死するも遺族の衣食に窮累を遺さゞらんと欲するや切なり去れば其天命なると不時の災厄なるとを問はず人間、命あれば必ず死するの運命を定むるに躊躇せずして幼少より生命保險に加入するのみならず旅立ちする時若くは危險なる事業に從事する時は必ず別に災厄保險に加入するを習慣とせるが故に鐵道旅行の如きも此保險あるを恃んで鐵道會社の責任を問ふもの少なかる可しと思はるれども實際に於ては全く之に反して實に生命の危險のみならず毫も身體に關する危害と云へば指一本、皮膚一寸の事と雖も等閑にせずして鐵道會社の責任を問ふ事嚴なり即ち其最も簡單なる實例を示せば

(一) 旅客が鐵道に依りて出立する時は發車の時間より先つて客車に乘込むが常なれども愈々發車の時刻に遲れば必ず驛夫等は其戶を閉づる此の例にして閉鎖の時驛夫が大聲を發して旅客に注意を加へざる爲め指頭を傷け若くは指を潰したる場合には其療治代及び疾病中の休業賠償を補て會社の責任に歸せしめ萬一之が爲め其指不具と爲るときは其損害の賠償も勿論會社の責任とす又身體の傷害のみならず衣類の損傷に對しても同樣の責任あり其判決例は曾て一人の旅客午後九時より十時迄の間に於て右の手に大風呂敷包を携へ下等列車に乘込まんとする途端驛夫は後より戶を掛けずして戶を締めし爲め旅客の左手を傷け二十五磅(二百五十圓)の償金を拂はせられたるに會社は不服を唱へ控訴して最終判決まで仰ぎたれども終に敗訴と爲れり

又九歲の小兒が其父と共に客車に入るに當りて其父は小兒の後より乘車して更らに怪我なかりしにも關せず小兒は其手を後に廻して戶の間に入れしを氣附かず驛夫は外より突然閉鎖して怪我せしめたる爲め五磅(五十圓)の賠償を拂ひたり

又發車の前に當りて戶の傍に坐したる旅客は意外を眺めながら無心にて其肘を張り居りしに驛夫は之に注意せず突然戶を閉めて負傷せしめたる爲め五十磅(五百圓)の賠償を課せられしを不服として訴へたるに高等法院は判決して曰く鐵道客車の戶は旅客を安全に衛る可き器具なり然るに此危害を加へしは安全の器具を變じて旅客の放心を覗ひ危險の武器と爲したるものなり故に五百圓の賠償は正當なりと

(二) 旅車の戶は各停車場に於て驛夫の處置に閉鎖するものなるが故に旅客が故意に爲すに非ずんば走行中不時に開く可きものに非ず然るに若しも列車の走行中不意に開きて旅客に危害を與ふるときは其責任は會社にあり

曾て兄弟二人の旅客中等列車にて旅行するに當り車中の話柄として其一人が窓外の景色を語る爲め窓より頭を出して山川を指摘せしに突然其戶の開きたる爲め墜落して怪我したるに對し鐵道會社は二百五十磅(二千五百圓)の賠償金を命ぜられたり

又二人の小兒あり車中にて戲れの擧み一人の小兒窓際に飛上りし突然其戶の開きたる爲め小兒は墜落して大怪我を爲し二百五十磅(二千五百圓)の賠償金を課せられしを不當として控訴したる其理由は鐵道客車は遊戲場に非ず然るに小兒の遊戲に依りて怪我したる損害まで會社に負擔するに於ては其責任終に際限なしと云ふにありしも此理由は採用されずして却下と爲れり

(三) 英國の鐵道列車にして二十哩以上停止せずして走行する時は必ず各客車と其首頭なる汽罐車及び最尾なる車掌室との間に呼鈴若くは其他の方法にて通信するの設備を施さゞる可からず萬一此方法なくして走行中危害ある時は會社は責任を避け能はざるなり

然るに一個急行列車あり走行中其七番目の客車に於て非常の動搖を生ずる事三度に及びしが故に旅客は直きて之を車掌に通ぜんとしたれども通信の機關なき爲め[illegible]しつゝある間に列車の聯結自然に切斷して七番目の列車は非常なる動搖と共に軌道の上に遺されたり是に於てか乘客は會社の不都合を訴へて其賠償を得たり